## 別紙2)5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項 別表第一に定める事務及び独自利用条例 別表第1に定める事務を行う所管課

移転先 NO.	別表第一 の項番	条例別表第 1の項番	移転先における用途	移転先(所管課)
1	1		健康保険法第五条第二項又は第百二十三条第二項の規 定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関す る事務であって主務省令で定めるもの	国保年金課
2	8		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉課
3	9		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子 生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主 務省令で定めるもの	こども家庭支援センター
4	10		予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康増進課母子保健課
5	11		身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉課
6	12		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉課
7	14		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉課
8	15		生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉課
9	16		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	市民税課 固定資産税課 収税課 国保年金課
10	19		公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する 公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって 主務省令で定めるもの	住宅課
11	30		国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による 保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関 する事務であって主務省令で定めるもの	国保年金課
12	31		国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	国保年金課
13	34		知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の	障がい福祉課
14	37		児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	こども課
15	40		戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年 法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	社会福祉課
16	41		老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉 の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	高齢者包括支援課
17	43		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百 二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務 省令で定めるもの	こども家庭支援センター

## 別紙2)5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項 別表第一に定める事務及び独自利用条例 別表第1に定める事務を行う所管課

			このも事物及の独自利用未例 別表第二に定める事物と	
移転先 NO.	別表第一 の項番	条例別表第 1の項番	移転先における用途	移転先(所管課)
18	44		母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で 現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供 与に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども家庭支援センター
19	45		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども家庭支援センター
20	46		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年 法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉課
21	47		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。) 附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉課
22	48		戦没者等の遺族に対する特別用慰金支給法(昭和四十年 法律第百号)による特別用慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉課
23	49		母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健課
24	56		児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども課人事課
25	59		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収または同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	国保年金課
26	62		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支 度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の 納付に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉課
27	63		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人 等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	社会福祉課
28	68		介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険課
29	76		健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事 業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康増進課
30	83		特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 (平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国保年金課
31	84		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉課
32	94		子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保育幼稚園課

## 別紙2)5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項 別表第一に定める事務及び独自利用条例 別表第1に定める事務を行う所管課

移転先 NO.	別表第一 の項番	条例別表第 1の項番	移転先における用途	移転先(所管課)
33		1	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する 事務であって規則で定めるもの	社会福祉課
34		2	浦安市重度障がい者医療給付条例(昭和48年条例第2号) による医療給付金の支給に関する事務であって規則で定め るもの	障がい福祉課
35		3	浦安市ひとり親家庭住宅手当支給条例(昭和52年条例第8号)による住宅手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	こども課
36		4	浦安市子ども医療費の助成に関する条例(平成6年条例第1号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	こども課
37		5	母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父 母のない児童に対する医療費の助成に関する事務であって 規則で定めるもの	こども課